校 長 室 だ よ り（No.10）

令和４年６月16日
丹波市立黒井小学校長
谷口　千尋

こどもまんなか社会（こども家庭庁）

令和２年度(2020年度)に、親など保護者からの虐待に関する相談や、いろいろな事情で学校に通うことができないこどもがこれまでで一番多くなりました。新型コロナウイルス感染症の影響で、さらに悩んだり苦しい思いをしたりしているこどもや若者が多くいます。また、少子化がすすみこどもの数が減り続けています。これから社会を支える人が減っていくことは、これからの日本社会全体を支えることが難しくなるのではないかということが大変心配されています。

そこで、こどもに関わる取組や仕事を、日本の社会の中心に据え「こどもまんなか社会」を実現していくために、こどもの目線で、こどもの権利を大切に、すべてのこどもや若者が、自分の命を守り、自分らしく健やかに安心して過ごすことができるように、「こども家庭庁」という新しい組織が来年度の４月からできることになりました。

令和３年10月から11月にかけて、こどもや若者約60名からの意見が集められました。国に取り組んでほしいことやどのような仕組みなら意見が言いやすいかなどについて、たくさんのアイデアが出されました。

- こどもが安全・安心してインターネットを利用できる環境を作ってほしい
- 児童養護施設などで暮らすこどもが大人になって社会に出ていくときの支援について、施設で暮らしている間からの支援をもっと行ってほしい
- こどもの意見が積極的かつ適切に反映されるよう取り組んでほしい。
- 性別によって役割や仕事などが決まるという考え方を変え、性別に関わらずいろいろな可能性を広げるための取り組みをすすめてほしい。
- 一時保護所からも学校に行けるようにし、一時保護所での行動の制限をどうしても必要なものだけにしてほしい。

「基本方針」には、これからの「こども政策」を進めるときに大事にすることが６つあげられています。

１　こどもや子育てをしている人の目線に立った政策を作ること
２　すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること
３　だれひとり取り残さないこと
４　政府の仕組みや組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること
５　こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること
６　こどものデータを集め、それをしっかり政策にいかすこと

コロナ禍や世界の情勢不安等が重なり、社会はますます予測困難で複雑、多様化しています。この中において、こどもたちを取りまく環境は大変厳しくなってきています。コロナ禍での児童虐待の増加や様々な性被害、学校に通えない不就学のこどもたちなど、社会から取り残されたこどもたちが多くいます。今、社会のセーフティネットの強さが試されていると感じます。この「こども家庭庁」の創設によって多くのこどもたちが救われることを願っています。